中核市市長会議 〔令和2年10月〕

(配付資料)

日 時 令和2年10月30日(金)

9:00~10:30

会 場 倉敷アイビースクエア

エメラルドホール

<目 次>

議事	
(1) プロジェクト活動報告について	P1
①Society5.0 時代における社会的課題解決に向けた検討プロジェ	クト
②公共施設の在り方検討プロジェクト	
③災害対応・防災力の強化プロジェクト	
(2) 令和3年度税制改正に関する要請について	P10
(3)中核市市長会提言書等採択について	P11
① Society5.0 時代における社会的課題解決に向けた提言	
② 公共施設等の適正管理に関する提言	
③ 災害対応・防災力の強化に関する提言	
④ 令和3年度税制改正に関する要請	
(4)中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会について	P28
(5)指定都市市長会との連携事業について	P29
(6)地方分権改革に関する提案募集について	P30
(7) 令和3年度事業計画案について	P36
(8)「中核市サミット2021 i n松山」の開催について	P38
(9)中核市における自治体クラウド実現に向けた研究会について	P40
(10) その他	P42

Society5.0時代における社会的課題解決に向けた検討プロジェクト活動経過について

我が国を取り巻く環境は、少子高齢化の進行による労働人口の減少、都市部への人口集中等、様々な課題が山積している。地方においては、人口減少等により今後更に財源確保が課題となる一方で、地方都市の機能の維持向上が求められている。国の第2期総合戦略における施策の方向性として「地域におけるSociety5.0の推進」が新たに追加されるなど、各中核市においてスマートシティへの転換期を迎えている。

目的

住民に身近な基礎自治体として課題を多く抱える地方においてこそ、未来技術の活用を強力に推進し、住民の生活の利便性と満足度の向上につなげる必要があり、AI や ICT、IoT、ビッグデータ等を活用した体制の整備が喫緊の課題である。

本プロジェクトでは、各市の取組について情報共有を図るとともに課題点等を整理し、Society5.0 時代の技術活用の可能性について検討する。国に対しても必要な支援等に係る提言を行うことを目的とする。

1. これまでの活動状況

- (1) プロジェクト会議に向けた準備(4月~5月)
 - 活動計画案の作成
- 各市へ取組状況や課題を調査照会(4月)、調査結果について取りまとめ

(2) プロジェクト会議中止に伴う書面決議(5月)

- 活動計画(案)の承認
- 各市からの調査結果について共有

(3)提言案の作成に向けた準備(6月~10月)

- 各市の調査結果を基に課題等を整理・集約
- 提言の方向性の確認のため、各市へ照会(7月)
- 提言素案を作成し、各市へ照会(8月)
- 提言素案に対する各市からの意見を基に、提言案を作成
- 提言案について全中核市へ意見照会(~10月8日)、意見を基に提言案の修正
- 市長会議資料として提出(~10月20日)

2. 今後の活動予定

10月29日 プロジェクト会議(5月のプロジェクト会議が中止の為)

10月30日 中核市市長会議において提言案の採択

11月11日 国への提言活動

【資料1-2】

公共施設の在り方検討プロジェクト活動経過について

1 プロジェクト研究テーマ及び目的について

7711 1711 .~	=	公共サービスとしての公共施設の在り方及び事業手法についての
研究ラ	, — 🗸	研究
		現在、我が国の地方都市では、少子高齢化による財政状況の悪化が
		懸念される中、高度経済成長期に大量に建設してきた公共施設の一斉
		更新を迎えている。
		自治体経営の観点からは、単に維持管理や更新のコストを下げるの
	的	みならず、多様化する住民ニーズも踏まえた上で、利用者満足度の高
	ከህ	いサービスを提供することが求められている。
		本プロジェクトでは、人口減少時代の公共施設の在り方について、
		複合化・集約化等の各市の先進的な整備・更新手法を調査するととも
		に、官民連携をはじめとするハコモノありきではない公共事業の手法
		について研究し、共有することを目的とする。
		人口減少時代の公共施設の在り方について、求められる役割、更新
内	容	(整備)の仕方、官民連携の手法等について調査、研究、構成市間で
		の意見交換を行い、優良事例の横展開を図る。

2 これまでの活動状況

(1) プロジェクト会議に向けた準備【4月~5月】

- ・活動計画(案)の作成
- ・活動計画(案)の内容について構成市へ意見照会

(2) プロジェクト会議中止に伴う書面決議

・新型コロナウイルス感染症に係る諸情勢に鑑み、プロジェクト会議は中止とし、書面決 議にて活動計画を承認

(3) 第1次調査【6月~7月】

- ・調査、研究の基礎資料とするため、全会員市を対象に、次の内容について照会
 - ① 公共施設マネジメントに関する取組(専属部署・削減数値目標について確認)
 - ② 公共施設の最適化、公共サービスの向上につながる取組の実施状況
 - ③ その他(各市で考える最適な手法や国等への要望事項)

(4) 提言(素案)の作成【8月】

・第1次調査結果や各市からいただいた意見を元に提言(素案)を作成

(5) 第2次調査【9月】

・プロジェクト構成市を対象に、提言(素案)に対する意見照会と、その根拠資料とする ために、公共事業適正管理推進事業債について、事業別の延長希望等に関する調査を実 施

調査結果

- ・公共施設等適正管理推進事業債については、長寿命化に係る起債発行額が件数、金額ともに増加している。
- ・市町村役場機能緊急保全事業を除き、公共施設等適正管理推進事業債の延長や交付 税措置の拡充を希望する自治体が多く、ニーズが高い。
- ・建物に係る有形固定資産原価償却率が50%を超えており、老朽化が進んでいる。

(6) 提言(案)の確認【9月】

・提言(案)について、全会員市への確認依頼(適宜修正)

提言項目

- ① 公共施設等の整備等に係る財政支援の継続
 - …公共施設等適正管理推進事業債が令和3年度で終了することとなっているが、各自 治体においては、引き続き、統廃合や複合化、長寿命化等の適正管理に取り組み必 要があるため、当事業債の期限の延長について要望するもの。
- ② 公共施設等の整備等に係る財政支援の拡充
 - …人口減少・少子高齢化に伴う社会構造の変化や新型コロナウイルス感染症拡大等により財政状況は一段と厳しくなることが見込まれ、公共施設等の整備費用の確保が困難になることが予想されることから、公共施設等適正管理推進事業債の充当率の引上げ及び交付税措置の拡充について要望するもの。
- ③ 公共施設等の除却に係る財政支援の拡充
 - …除却には多額の費用が必要であるが、(建て替え等を伴わない)単なる除却の場合は交付税措置がないことから、除却費用に係る公共施設等適正管理推進事業債の 充当率の引上げや交付税措置による財政支援を要望するもの。

(7) 第1回プロジェクト会議【10月29日】

3 今後の予定

- ・11月11日 国会議員の会勉強会にてプロジェクト活動報告
- ・11月11日 国への提言活動

災害対応・防災力の強化プロジェクト活動経過について

<プロジェクトの目的>

令和元年は、地震、豪雨、台風により、多くの中核市で甚大な被害が発生した。

今後も、南海トラフ地震や直下型地震、台風や集中豪雨などによる自然災害は全国のどこでも発生する可能性がある。

自然災害により、これまで整備を進めてきた都市基盤を失うことによる社会的・経済的な損失は計り知れないものであり、これらの災害からの被害を可能な限り抑止する事前防災・減災の取組や復旧・復興は、非常に重要である。

そのため、災害対応・防災力の強化に向けた課題を共有するとともに、国に対し、中核 市が必要とする支援に係る提言を行うことを目的とする。

1 これまでの活動状況

(1) プロジェクト会議に向けた準備【4月~5月】

- ●活動計画案の作成
- ●「防災・減災」「災害からの復旧・復興」について取組状況や課題を調査、会議資料 として取りまとめ

(2) プロジェクト会議中止に伴う書面決議【5月~6月】

- ●活動計画案の承認
- ●取組状況等の取りまとめ結果について、プロジェクト構成市間で情報共有

(3) プロジェクト会議に向けた準備【6月~9月】

- ●提言素案の作成、プロジェクト構成市へ意見照会
- ●循環式シャワー及びトイレトレーラーに係る調査を実施(中核市及び候補市72市)

(4)提言案の作成【9月~10月】

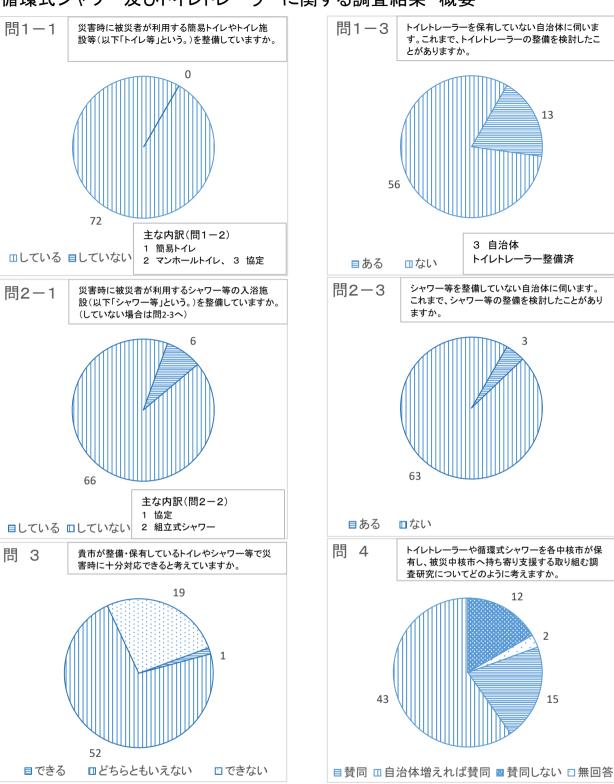
- ●提言素案に対する意見をもとに提言案を作成
- ●提言案について全中核市へ意見照会し、意見をもとに提言案を修正
- ●プロジェクト会議(10月29日)において、最終的な提言案を承認

2 今後の活動予定

10月30日 中核市市長会議において提言案の採択

11月11日 国への提言活動

循環式シャワー及びトイレトレーラーに関する調査結果 概要



【問1~4】

- 〇すべての自治体でトイレ等を整備しているが、シャワー等を整備している自治体は少ない。
- 〇ほとんどの自治体でトイレ・シャワー等の対応に不安を感じている。
- ○整備する自治体が増えれば賛同すると回答が半数以上を占める。

【問5】

- 〇問4で「賛同」「自治体が増えれば賛同」の自治体のうち、整備が進めば検討したいと考える 自治体が多い一方で、費用が高いことや保管場所を懸念する自治体も多い。
- 〇ある程度近隣構成市が保有していなければ機能しない。
- 〇中核市に限らず、支援できる仕組みづくりを国に要望することが必要。
- ○県や国からのプッシュ型から支援を受ける方が現実的。

関5 間4で回答理由をご記入ください。

1 #	函館市 している	簡易トイフ、協定	ない	していない		ない	どちらともいえない	5.2.8 自治体増えれば賛同	保有するにあたって購入費、維持費の負担が出てくるため。
旭川市 して	している	簡易トイレ	ない	していない		ない	できない	無回答	どちらともいえない (当市は全ての中核市から遠距離のため課題が多いと考えます。)
一件	といろ	簡易下イフ、トンボーブ下イフ	ない	していない		ない	どちらともいえない	自治体増えれば賛同	避難所での生活環境の向上を考えると、韓同すべき取り組みだと考える。ただし、 整備の手段や数量・保管場所など課題が多く、実際に持ち寄り支援のために整備す る自治体が増え、持ち寄り支援の方向性が見えるまでは整備するのが難しいため。
八戸市	といろ	簡易トイレ、協定	ない	していない		ない	できない	自治体増えれば賛同	導入・維持管理費用や使用頻度を考慮すると、市単独での導入は難しい状況であることから、他都市の導入状況や効果的・継続的な運用についての本調査研究結果を踏まえて判断する必要があるため。
盛岡市	をいユコ	簡易トイレ、マンホールトイ レ	ない	していない		ない	どちらともいえない	賛同	別紙デメリットの費用による導入への条件が軽減されると考えられるため。
秋田市	をいユコ	簡易トイレ、協定	いか	いないユヿ		ない	できない	賛同	各自治体の財政事情もあるので、すべての中核市の自治体が整備するのは難しい と思われるが、災害時に中核市同士で援助、支援しあう取り組みは必要であるため、 調査研究することに関しては賛同する。
上形市	りている	簡易トイレ	ない	していない		ない	どちらともいえない	自治体増えれば賛同	他市の状況を注視し検討していく。
福島市	している	簡易トイレ	ない	していない		ない	どちらともいえない	賛同	必要性は十分に感じるため、大規模災害になればなるほどこのような支援体制が 必要となってくると思う。
都山市	そいユコ	簡易下イフ、トンボード下イフ	\$5	していない		क 8	どちらともいえない	賛同	プライバシーの確保や使いやすさを考慮すると簡易トイレ等よりもトイレドレーラー が望ましい。シャワーに関しては東日本台風時に避難者から要望があったため。
いわき市(している	簡易トイレ	2° \$4	していない		ない	どちらともいえない	自治体増えれば賛同	昨年度の台風第19号等の災害時におけるトイレの利用状況を踏まえ、安心して避難できる環境の確保を包含機に発わている 上でする。ただし、当市では、第引免許や牽引車両を必要とするトイレトレーラー ではなく、トラックと一体型のトイレカーで検討している。保寿する自治体が増加することで被災中格においては、災害対応能力の強化につながあるも治体が増加すること、で被災中格においては、災害対応能力の強化につながあるのと考えられることが、大路、自然ですることは有効と考える。 なお、台風報ですることは有効と考える。 たれ、台風報であることは有効と考える。 たれ、台風報であることは有効と考える。 市へ派遣していただいたが、利用者からは、特に、文性や子と各中レレレーラーを当 市へ派遣していただいなが、利用者からは、特に、文性や子と各中のに、「きれい」
水戸市 し	といろ	簡易トイフ、トンボールトイフ、協定	88	していない		ない	どちらともいえない	自治体増えれば賛同	相互協力により災害に対応する取り組みは有効であると考えるため。
HE	宇都宮市 している	簡易ドイン、仮設ドイレ	ない	していない		ない	どちらともいえない	賛同しない	トイル等については、簡易トイルや仮設トイルのほか、断水時には学校に溜めてある ブールの水を用することを想定しております。また、駅の備書や流通備書を活用 し、対応可能だと考えており、トイルレーラーの整備は核制しておりません。 シャワー等については、断水していない 市有施設の利用や自衛隊・民間企業の協力を頂く上で対応可能にと考えており、加重立・暗環式・ケリーの整備は核削して かを頂く上でが応可能にと考えており、加重立・暗環式・ケリーの整備は核削しを 機工を依。全国で大規模災害が頻発していることを受け、各中核市において構設の 整備案を具体的に進むる際には、改むて検討させていた」ときます。
前橋市	している	簡易トイフ、マンホールトイフ	ない	していない		ない	どちらともいえない	自治体増えれば賛同	中核市全体で整備する自治体数が増えなければ支援体制の実効性が低いと考え られるため。
- 作	している	簡易下人フ、トンボードトイフ、トイフ・アイフ・一切・一般に	整備済	していない		ない	どちらともいえない	自治体増えれば賛同	トイプレンーリーについては、災害特がけではなく集略イベントでも使用が出来ると割らが、循環式シャケーは使用が対象に対してはよい、維持製のみが結えてしまりので終末単の原用で使用したがいいのではだいでしょうか。
上類三	といろ	仮設トイフ、マンボールトイフ	ない	していない		ない	どちらともいえない	自治体増えれば賛同	費用面や運用面で課題があると思われるが、調査研究については必要と考えられる。 る。
川口市	といろ	簡易トイレ、仮数トイレ、マンない、オールトイレ	ない	していない		ない	どちらともいえない	黄	循環式シャワーやトイレトレーラーについて、被災地での活動において有効であると 認識しているものの、費用面や継続したメンテナンス、運用する職員の確保等諸課題 があり、現状導入は困難である。各中核市が保存し、被災中核市へ持ち寄り支援す かり組みについては、費用面での効果が見込めるほか、メンテナンス等の知識、課題の共有など連携した対応も期待できる。
越谷市	アイいる	簡易トイレ、仮設トイレ	\$4	していない		ない	どちらともいえない	賛同	相互支援の考え方には賛同するが費用面や運用面、緊急防災・減災事業債が使用できるか等、様々な課題があるため、まずは導入までの課題を整理したい。
船橋市	をいユヿ	簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、協定	ない	いない コンコ		ない	どちらともいえない	自治体増えれば賛同	導入・維持管理等に関する財政面の負担が大きく、各中核市が保有することは困難 であると考えられ、現状は賛同できない。今後については、中核市を含めた他市の状 沢等を踏まえ、導入するかどうかを検討していきたい。
相市	している	簡易トイレ、仮設トイレ、マンない、ホールトイレ		- している	その他(協定)		できない	自治体増えれば賛同	導入・維持管理費用が高い。他自治体へ応援に行く際、牽引免許を持っている職員 を確保できるか懸念がある為
 ₩	八王子市 している	簡易ドイレ、仮設トイレ、マンないトイレ	ない	していない		ない	どちらともいえない	賛同しない	トイレトレーラーや循環式シャワーの有効性については認識しているとこではあるが、自衛隊による入浴支援や、地元浴場組合・企業と締結している協定による協力など、代替手段が多数あることから、費用対効果の面で賛同することはできない。
1									-

両1-1 両2-2 回2-2 回3-2 □ □3-2 □ □3-2 □ □3-2 □

22 23 24 22

7

貴市が整備・保有しているトトイルやシャワー等で災害時 シイレやシャワー等で災害時 シに十分対応できると考えて しいますか。

同4 トイトトレーラーや循環式 作 ト・イントリーをも中核市が係者 こ、被災中核市へ持ち寄り 支援する取り組む調査研究 「こついてどのように考えますか。

間5 間4で回答理由をご記入ください。

本市では、公営企業局において、指定避難所におけるマンホールトイレ整備を計画 「学校施設・88役)に石が、簡易ペーレの偏離では、200回のの13カ・バームが不足する とようについては、所有する移動便所及が業者等からの仮設トルト等の間違こより対 応することにている。また、シャワー等の入浴施設については、許可を受けているか とが表しましている。また、シャワー等の入浴施設については、許可を受けているか しかしながら、大規模が要素とはによいては、ドロトレーラーや循環式シャワーに ついて多くの自治体で整備が進み、被災市への支援が行き届にことで、被災者支援を 強化するこよができると考えるため、 シャワー等を整備していない自治体に対して有効な支援だと思われるが、自治体により人員体制や的政状状が関係り、もの技術が準元し、をして被災地支援に主服を置いた。 を関係を行うのに導入終野や維持等、必要、資格の面において現状では敷居が高いと思われる。他自治体の整備状況を鑑み検討するものとしたい、 災害用トイレニついては、マンホールイレの増設を進めているところです。 循環式シャケーニついては、国、所等のブッシュ型交接として、整備を図っていただ さんと考えております。平成30年の北部地震では、入浴支援(銭湯等の利用)については、府に求償を実施している。 また。備蓄しておくのこと費用面の問題等から二の瓦を路かでしまうのが現状だと 思います。そのため、レイトレーラーや領域まだって一を中体自由工を機能し、被災 関係を入降と第0.又援呼る即り組みを追奪研究することは有効であると考えます。 トイレトレーラーや循環電子シャワーを分田様市が保証し、支援する取り組みは非常 に賃間できる。しかし、中核市の中でも災害時のトイル等やシャワーの整備が扱が関 なっているため各中核市が同様の登備を行うのは、難しいのではないかと考える。ま た、各市の別状の整備が大田によっては、一部の中域市だけが場所に「整備を行うこと たり、整備を行った中核市だけに負担が偏る可能性があるため整備を行うのであ れば、様・めに行う必要があると考える。 自済体単位で確保しているドイレやシャワー設備では、大規模災害時に不足する可 信性があり、各市で保存することにより最小限の設備では、大規模災害時に不足する可 協定等でレンタル企業から納入される予定にしており、タイムスケジュールから考え ると中核市で有土を国政者するより企業からの供給のほうが断然早、段階で到 ることが予想される。よって偏著の際に場所や維持管理豊がかかり、かつ速度 的に有効なものとはならないため不要と考える。 現状では大変厳しい状況であり、財政的な課題や維持管理など問題点が多いので はないかと考えており、導入する自治体等が増え全国的な機運が高まれば賛同でき ると思っています。 備品については、災害教助法求償適用かとなるため、レンタルが原則となりますが、短期間で一定量を、確保することは困難なケースが多いと思います。(漢際に令利元年東日本台風災害時に、倉敷市さんから仮設トイレを支援いただき、非常に助わせたした。 | 南海トラフ地震の様に広範囲に渡る災害になった場合に、整備する自治体が多くな | ければ運用できないと考えられるため。 災害時のトイレについては、自治体が単独で整備している設備や備蓄品だけでは 十分かどうか不安がある。また、長期化すればするほど、衛生面の確保が難しくなり、感染症などの高険性も高まってしまうため、避難所の環境整備には有効である。 しかし、予算や保有時の保管場所などについての課題も大きく実行に向けてはハー! ルの高さも感じている。 導入にあたり、保管する場所や維持コスト等が課題となっている。また、ドイレトレーラーに関しては、牽引免許を必要とするため、運転できる職員に限りがある(所持しいるものが少ない)) 調査研究には賛同ですが、保有については整備する自治体が増えれば検討しま -整備費・維持管理費を考えると、市単独で整備することはハードルが高いため、究していくことは、有益ではないかと考える。 簡易トイレを避難所施設に備蓄中であり、本市で対応可能であるため。 別紙に記載のあるように、単市で複数台の調達は難しい。 事例に基づき整備の有効性の検討を行いたいため 提案市のため省略) 自治体増えれば賛同 自治体増えれば賛 自治体増えれば賛 賛同しない 賛同しない 賛同しない 禁司 賛同 莺同 賛同 どちらともいえない どちらともいえない どちらともいえない どちらともいえない どちらともいえない ない どちらともいえない どちらともいえない どちらともいえない どちらともいえない どちらともいえない どちらともいえない どちらともいえない できない できない できない できない できない できない できる ない ない ない ない ない ない ない ない **8**9 ない ない ない ない ない ない ない ない その他(協定) 組立式シャワ その他(協定) ていない ていない ていない ていない ていない ていない していない ていない していない ていない ていない ていない していない ていない ていない ていない していない 5172 7113 5112 ない ない **8**9 ない ない ない ない ない 89 ない ない ない ない ない ない ない ない ない 簡易下イフ、仮設下イフ、レンドーファイフ 簡易トイフ、仮設トイフ、マン ホールトイフ 簡易トイフ、仮設トイフ、トントーントイフ 簡易トイン、マンホールトイレ、協定簡易トイン、仮設トイン、仮数トイン、で表・イン・大学・イン・オール・イン ۱ ک 簡易下イフ、仮設トイフ、トンポープトイフ 簡易トイフ、仮設トイフ、レン ホールトイフ Ņ 簡易トイフ、マンホールトイフ、協定 簡易トイフ、マンボールトイフ、協定 簡易トイフ、マンホールトイン、格字 簡易トイレ、仮設トイレ、協定に 簡易トイレ、マンホールトイ 排泄物収納袋 簡易トイレ、マンホールトイ 8トイフ、マンホールト 簡易トイフ、仮設トイフ、 ホールトイフ 簡易トイフ、仮設トイフ、ポープトイプ 簡易トイフ、、依設、 ポープトイフ 簡易トイン、は海田智) 簡易トイレ 簡易トイプ している 7503 202 している している している している 2112 している 5112 している している している している している している している している している 橫須賀市 賽屋川市 東大阪市 富山市 金沢市 甲布市 岐阜市 豐橋市 費田市 大筝市 高瀬市 施路市 厄桑市 福井市 長野市 国奉出 量中市 吹田市 枚方市 八尾市

7

3

32 ဗ္ဗ 34

35

36

88

39

\$

37

8

29

ဓ္က

27

26

1-1	間1-2	■ 1−3	M2-1	間2-2	M2-3
災害時に被災者が利用する	。トイノ等を整備している自治	トイレトレーラーを保有して	災害時に被災者が利用する	シャワー等を整備している	ツャレー師
簡易トイレやトイレ施設等 体に伺います。どのようなもいない自治体に伺います。 シャワー等の入浴施設(以 自治体に伺います。どのようい自治体に	体に伺います。どのようなも	いない自治体に伺います。	シャワー等の入浴施設(以	自治体に伺います。どのよう	い自治体
(以下「トイレ等」という。)を	のを整備していますか。	これまた、トイフトフーリーの	下「シャワー等」という。)を	なものを整備していますか。	また、シャ
整備していますか。(してい		整備を検討したことがありま	整備していますか。 (してい		検討したこ
ない場合は問1-3へ)		すか。	ない場合は問2-3へ)		

									<i>ዓ</i>	
14	明石市	רבויפ	簡多トク、トンキープトイフ、日野レップ式トイフ、協定	ない	していない		ない	どちらともいえない	賛同しない	全国で大規模な災害が続いている中、当然被災地は中核市に留まらない。人的・物的資源の少ない、財報を自体体での被災者支援が配職を極めることも多く、今回の物的資源のように中核市同土が連携し、循環エシャワー・ドイレトレーラーを融通するのみでは足らず、本来であれば全国市長会などが声を上げて、全国的な物資等の相互支援体制づくりに取り組むべきことであると考える。
42	超配	している	簡易トイフ、仮数トイフ、マンギーファイフ、路市	ない	いないとつ		ない	できない	自治体増えれば賛同	災害時に対応する資機材の購入について、優先すべきもの名計画的に進めているものの、限り込みを財産の中では単年をで揃うもの代は、災害が用のイルについても同様に計画的に購入中である。また、保存年限を迎えた資機材の入れ着え購入ある中で、高額な新規を機材の即時導入は困難である。このような資機材については、国または県が保有し貸し出すほうが効果的ではないかと思われる。
43	亲良市	りている	簡易トイレ	ある	していない		ない	どちらともいえない	賛同	中核市全体での取組調査となれば、災害時のトイレ問題の解決に向けた新たな活路を見出せると考えるため。
44	和歌山市	ו רבויש	簡易下イフ、トンボード下イフ	ない	していない		ない	どちらともいえない	自治体増えれば賛同	整備や運用にあたり諸課題を検討する必要があるため。
45	鳥取市	1 している	簡易トイフ、マンホールトイフ	ない	していない		ない	できない	賛同	トレーラーや循環式に限らず、災害時のトイレや入浴の設備確保について、各自治体から知恵を持ち寄り検討すること自体は有用なことと考えるため。
46	松江市	している	仮設トイレ、マンホールトイ レ、協定	ない	していない		ない	できない	賛同	内容については賛同します。ただし、予算の面で具体的な金額等を提示していただ かないと、最終的な判断はできかねます。
47	自敷市	をいつつ	簡易下イフ、トンキー・アトイフ、下イフトフーリー	聚豐凝	していない		ない	できない	自治体増えれば賛同	大規模災害時のトイレ等について、被災自治体が単独で勝うことは困難であり、広域に支援できる仕組み付金数と考えます。 チンドレーラーについては平時の機能理や、被災地への移動など、保有する自治体の負担も少なくないため、中核市に限らず、支援できる仕組みづくりを国に要望していくことが必要と考えます。
48	电	をいつつ	簡易下フ	ない	していない		ない	どちらともいえない	自治体増えれば賛同	大規模災害時には、ライフラインが断たれ長期に及ぶ避難所生活も想定され、その際にはシャワートイレ等の問題も懸念される。 ーガで、循環式シャワーやトイレレーラー設備の完備は、イニシャルコスト、ランニ カーストが必要だなたか、避難所でのニーズや他都市の動向などを踏まえて考えていく必要がある。
49	福山市	りている	簡易トイレ、マンホールトイレ、協定	ない	していない		ない	どちらともいえない	自治体増えれば賛同	整備する自治体が増えてくれば、各自治体の費用負担が減り、災害時の運用も効果的だと考えるから。
20	医器	るいてしる	簡易アムフ、仮設トンフ、レンない・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<i>'tst'</i>	していない		ない	どちらともいえない	賛同しない	災害時のトイレについては、仮設トイル等で対応し、シャワーについては、自衛隊等により提供もおうシャワーの活用を検討しています。 にはり提供されるシャワーの活用を検討しています。 正規入に係る變異や維持管理費、運転資格等による人材確保が難しいため、導入には賛同できません。
51	高松市	している	簡易トイレ、マンホールトイ レ、排便処理セット	ない	していない		ない	どちらともいえない	自治体増えれば賛同	非常に有用な取り組みであるので賛同したい。しかしながら、そのメリット、デメリット を見極めたいので他自治体の状況をみて判断したい。
52	松山市	רבויפ	簡易トイレ、マンホールトイレ、協定	<i>\$</i> 6	していない		ない	どちらともいえない	自治体増えれば賛同	トイレトレーラーや循環式シャワーの導入、管理については、多額の費用を要する ほか、単独では効果が高限となってしまう。 場成していない自治体が、確認した自治体へ特も高り支援する体制がとれれば、避 難所の衛生環境を改善する方策として、また、他自治体への支援策のひとつとして有 がたと考える。 がある。 系動式トイレンには、自走可能なトイレカーでも同様の効果が期待できるた が、選択肢に入れて検討した方が良いと考える。
53	高知市	アトレる	簡易トイレ、協定	\$6	していない		ない	できない	禁司	トイレトレーラーや循環式シャワーは高額なため、1つの自治体でニーズに応えられる量を整備することは困難である。保有する自治体が増加し、持ち寄り支援できる量が多くなれば、災害対応力が強化されるため賛同する。
54	久留米市	ורבניי	簡易トイレ、協定	ない	していない		ない	どちらともいえない	賛同しない	トイレトレーラーや循環式シャワーを避難所へ設置し実際に稼働する場面としては、 発災後一定期間が稼過してからと想定される。県や国からの支援がブッシュ型で国音 われる。 中核市同土で保有し合うことで、各自治体の負担を抑えながら効果的な運用が可 中核市同土で保有し合うことで、各自治体の負担を抑えながら効果的な運用が可 場合とそこまで変わりはないと思われる。
55	長崎市	している	簡易トイレ、協定	ない	している	組立式シャワー		どちらともいえない	賛同しない	ー定、簡易トイレ、組み立て式シャワーの整備を進めており、トイレトレーラー等の購入は予算上難しいこと、また、保管場所の確保も難しいことなどから、賛同できない。
56	佐世保市 している	בורבויפ	簡易トイレ	ない	していない		ない	どちらともいえない	賛同しない	トイレトレーラーや循環式シャワーの購入及び権持管理コスト並びに操縦・操作要員の棄成さを考慮すると厳しい状況です。 真の棄成さを考慮すると厳しい状況です。 技機災害等時には、改設トイレのリースや自衛隊災害派遣要請による入浴支援で の対応を考えています。

周5 問4で回答理由をご記入ください。

8

°.	トイレトレーラーについては、1台で4基の便器しか備えておら はある程度の台数が集結できるのが望ましいが、1ナん引による
周5 間4で回答理由をご記入ください。	トイレトレーラーについては、 はある程度の台数が集結できる
面4 トイレトレーラーや循環式 シャワーを各中核市が保有 し、被災中格布へ 持ち寄り 支援する取り総む調査研究 についてどのように考えま すか。	
開3 東市が整備・保有している れ、イレやシャワー等で災害時 を「二十分対応できると考えて い。 いますか。	
間2-3 間2-3 間2-3 間2-3 間2-3 間3-3 間3-3 間3-3 間3-3 間3-3 間3-3 間3-3 10-1 - 中本経過に たいるトイレーラーや循環式 ジャヴー等の入浴施設(以 自治核に何います。シャワー等の入浴施設(以 自治核に何います。どのようい・自治核に何います。これ イレヤシャワー等で災害時 シャワーを 全体核市が保育 下ジャワー等 (という。) を なものを整備していますか。まで、シャワー等の整備を に十分対応できると考えて し、被災中核市へ持ち寄り 整備していますか。(してい 検討したことがありますか。いますか。 についてどのように考えまない場合は間2-3へ)	
阿2-2 第2000 シャワー等を整備して 1000 は 自治体に同います。 2 1000 を なものを整備している (してい なものを整備している	
雨2-1 (14) ます。 シャワー等の入浴施設(以 に何) ます。 シャワー等の入浴施設(以 ドレーテーの ドンャワー等(よいう。) き にとがありま 整備していますか。(してい ない場合は間2-3へ)	
阿1-3 トイレトレーラー いない自治体に これまで、トイレ 整備を検討した すか。	
間1-2 音時に被災者が利用するトレ・等を整備している自治 みーレやトイレ施設等 体に伺います。どのようなも ドトイレ等」という。多 のを整備していますか。 常していますか。(してい	
周1-1 災害時に被災者が利月 簡易イインやトイレ施設 以下ドイン等 1という、 整備していますか。(し ない場合は問1-3~)	

		66.		0.77.0					すか。	
57	大分市	פרויפ	簡易トイレ、マンホールトイレ、協定	ない	していない		ない	どちらともいえない	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	トイレトレーラーについては、1台で4基の便器しか備えておらず、大規模災害の際 はある程度の台数が構成できるのが異にしが、14分間による起となるため、ある 程とに関係の再降が必要で高齢者や障がい者が利用しつらいことも導入がた からわれる一旦である。 上に加えて、平時利用が見込みづらいこと、維持管理や移動(14人引免許が必要 なため)をどのように行うかなどの課題もあるため、今後、導入自治体が増え、平時 かため)をどのように行うかなどの課題もあるため、今後、導入自治体が増え、平時 かため)をどのように行うかなどの課題もあるため、今後、導入自治体が増え、平時 かため)をとのように行うかなどの課題もあるため、今後、導入自治体が増え、平時 かため)をとのように行うかなどの課題もあるため、今後、導入自治体が増え、平時
28	阿	アルショ	簡泌下ムフ、レンボーブ下イフ、路所	ない	していない		ない	どちらともいえない	自治体増えれば賛同	賛同するが、トイレなどの構善品に係る予算が限られているため、優先順位を付けて整備に向けた検討を行う必要がある。併せて、中核市市長会として国への予算措置の要望も検討していただきたい。
29	鹿児島市	1 している	簡易トイレ、マンホールトイ レ	ない	していない		ない	どちらともいえない	自治体増えれば賛同	被災した場合は複数台の機器が必要となるため、整備する自治体が増えることが 要件になると考える。
09	那覇市	といろ	簡ミアイフ、レンボーブアイフ	ない	していない		いか	どちらともいえない	自治体増えれば賛同	トイレトレーラーや循環シャワー等の整備には多額の予算を伴うことから、整備する自治体が増え、中核市市長金等を通し効果的・効率的な相互利用の仕組みについての検討が見込まれる状況になった場合に賛同検討したい。
19	-	つくば市 している	簡易トイレ、協定	ない	していない		ない	どちらともいえない	無回答	問4の場合、災害相互応援協定で対応できると考えます。 ※ 被災市の要請→資器材や車両の提供
62	所沢市	といろ	簡易下イフ、レンボード下イフ	ない	していない		ない	どちらともいえない	自治体増えれば賛同	人口が集中している地域圏が一斉に被災した際の資材分配シミュレーションや輸送 コスト・作業人員(牽引免許保有者)の手配について検討し、素案を御提示いただき たく存じます。
63	春日部市	1 L C い る	簡易トイレ、仮設トイレ、マンなルー・スト	ない	していない		ない	できない	自治体増えれば賛同	災害時に高い効果を発揮しており、実績も十分にあることは承知しているが、整備 済みの自治体が少数であると派遣の優先順位等の問題が発生するため、整備済み の自治体数が増えるならばよい取り組みになると考える。
64	草加市	りている	簡易トイレ、マンホールトイフ、自動ラップ式トイフ	88	していない		ない	できない	自治体増えれば賛同	トイレトレーラー・循環式シャワーの保管場所等を検討する必要がある。
65	藤沢市	りている	簡易トイレ、仮設トイレ、マン ホールトイレ、協定	ない	りている	その他(協定)		どちらともいえない	自治体増えれば賛同	整備する(している)自治体があるのであれば有効な取り組みと考えます。
99	松本市	している	簡易トイフ、路所	ない	していない		ない	どちらともいえない	賛同しない	導入・維持管理費用が高額になり、財政支援も望めないため、本市が単独で所有するのは難しいと考えます。 するのは難しいと考えます。 また、現在、協定締結先から仮設トイレの調達が可能です。
67	恒十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	רבויש	簡易 トイレ、 仮設 トイレ、 マンボー ジャイレ、 トイン・トイン・トイン・トレーラー、 協定 カー、 協定	恢	していない		ない	できない		本市はトイレトレーラーを購入するために実行したクラウドファンディングで、トイレトレーラーを災害時に被災地へ派遣することや、「みんなの備蓄物資」であることを宣言 じています。日みんな方気になるトイレフロンエクトも同じ酸音で活動しておりますの で、中核市でこのプロジェクトの調塞研究に取り組み、整備に向けた取り組みに向け で動き出すことに類待します。トイレトレーラーの見学など協力させていただきますの でお声かけいただきたいと思います。
89	- 宮市	している	簡易トイレ、仮設トイレ、マン ある ホールトイレ	් කර	していない		ない	どちらともいえない	自治体増えれば賛同	導入・維持管理コスト等の観点から、整備には至っていないが、被災時の有効性は 高いと考えており、協力による実現の可能性があるならば賛同する。
69	春日井市	1 している	簡易トイレ、マンホールトイ レ、組立トイレ、オストメイト 専用トイレ、協定	አ る	していない		ない	どちらともいえない	自治体増えれば賛同	当市ではマンホールトイレ未整備の避難所があること、また、大規模地震災害時に は下水管の破損等により、マンホールトイレが使えなくなる可能性もあるため、整備 自治体が増え、相互に支援する体制が構築できれば有効であると思われる。
20	単十	している	簡易トイレ、マンホールトイ レ、協定	ない	していない		<u>ක</u> ර	できない	自治体増えれば賛同	導入コストや維持費が高く、市の負担が大きいから。
71	四日市市	ゴ している	簡易トイレ、マンホールトイ レ	ない	していない		ない	どちらともいえない	自治体増えれば賛同	
72	佐賀市	といろ	簡易トイレ、マンホールトイ レ	88	していない		ない	どちらともいえない	賛同しない	導入費、維持費などの問題があり、まずは都道府県単位での整備検討が必要。 発生する災害の種類など、優先すべき課題が地域により異なる。

【資料2】

令和3年度税制改正に関する要請について

1 「令和3年度税制改正に関する要請」作成の考え方について

- (1) 草案の考え方
 - ○昨年度の「令和2年度税制改正に関する要請」をベースとする。
 - ○会員市から要望案を募集し、新規要望・継続要望・削除要望を検討する。
 - 〇以上の考え方をもとに、「令和3年度税制改正に関する要請(草案)」を作成。
- (2) 原案の考え方
 - ○会員市へ意見照会を行い、提出された意見を草案に反映する。
 - ○会長市・役員市の最終調整を経て作成。
- 2 「令和3年度税制改正に関する要請(原案)」について
 - ※「令和3年度税制改正に関する要請(原案)」参照
- 3 「令和2年度税制改正に関する要請」との変更点について
 - ○要請項目 全22項目(昨年度、18項目)
 - (1)昨年度の要請内容を修正 (一部・全面) のうえ、継続要望 (12項目)
 - ②各市提案による新規要望(10項目)
- 4 今後の予定について
 - ○10月30日(本日) 中核市市長会議に提案
 - ○11月11日(予定) 政党、関係省庁への要請活動実施

Society5.0時代における社会的課題解決に向けた提言(案)

我が国を取り巻く環境は、少子高齢化の進行による労働人口の減少、都市部への人口集中等、様々な課題が山積している。地方においては、人口減少等により今後更に財源確保が課題となる一方で、地方都市の機能の維持向上が求められている。国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における施策の方向性として「地域におけるSociety5.0の推進」が新たに追加され、加えて、9月の菅内閣の発足に伴い、国において「デジタル庁」の創設を含めたデジタル改革への取り組みが加速していくことが見込まれるなど、各中核市においてスマートシティ・スマート自治体への転換期を迎えている。

また、新型コロナウイルス感染症への対策においても、テレワークの推進やキャッシュレス決済の拡大など、官民を問わずデジタル技術を活用した非接触型の新たな生活様式の確立に向けた安全で安心な社会づくりが求められている。

そのような環境の中、中核市においては、スマートシティ・スマート自治体の実現に向けて、それぞれ取組を進めているところであるが、様々な課題が生じている実情がある。

ついては、まちの快適性・利便性の向上や効果的・効率的な行政サービスの提供によって 市民生活を豊かにすることを目指し、Society5.0 時代における社会的課題解決に向けたス マートシティ・スマート自治体の推進にあたって、中核市がそれぞれの状況に応じた取組を 加速させることができるよう、国のデジタル改革関連法案準備室及びデジタル庁における 検討内容等についてはすみやかに自治体に情報提供いただくほか、次の事項について積極 的な措置を講じられたい。

1. スマートシティの推進について

(1) 財政支援の充実

- スマートシティの推進に向けた取組が各市で検討、試行導入され始めている中、新たな取組は他の都市に横展開することで広く都市機能や市民サービスの向上に資することから、調査研究事業や実証実験等の先駆的事業に対して積極的かつ柔軟な財政支援を行うこと。
- 本格実施にあたり、スタートアップ期ならびに事業安定期、拡大期等フェーズに適 した財政支援を行うこと。
- スマート農業やGIGAスクール構想に対する支援など、様々な既存制度を継続するとともに、より活用しやすくなるよう支援内容を拡充すること。
- スマートシティの推進には、行政のみならず、企業や学術機関などの連携・協力が 必要となることから、それら団体に対する直接または中核市を経由した効果的な財 政支援を行うこと。

(2) 基盤の確立・プラットフォームの強化

- 効果的・効率的なデータ運用に向け、データの集積共同利用やAIの活用検討及び 横断的なAI学習基盤(ビッグデータ解析等)の活用など、中核市をはじめとした 自治体共同の取組に対する財政的・技術的支援等の仕組みを構築すること。
- スマートシティの推進には、各自治体が利用できる統一的な基盤を整備することが 必要と考える。全国的にスムーズに移行するためにも、中核市の意見を踏まえ、都 市間でのサービスやデータの連携・流通を可能とする共通ルールに基づくAPI(ア プリケーション連携)を明示したうえで、これを備えた都市OSを開発、提供する こと。
- スマートシティ推進のためのデータ利活用において、高いハードルとなっている個人情報の取り扱いについて、活用の促進に資する基準の設定など、中核市の意見を踏まえ、十分な検討を行うこと。
- 5 Gサービスのエリア拡大など、スマートシティの推進に不可欠な通信基盤の拡充 等インフラ整備を全国的に推進すること。
- 国が運営する「スマートシティ官民連携プラットフォーム」による財政的・技術的 支援について一層充実させること。

(3) ガイドラインの作成・情報共有

- スマートシティの取組を今後推進する自治体にとって、先進的な事例などの情報は大変有用であるため、これまでに国が実施、支援してきた実証実験などにより蓄積された都市間連携の手法やデータ利活用の具体的方策等の情報提供について、各自治体の取組の背景、効果、実態等も踏まえるなど、内容を充実させること。
- 国のマイナポータル等各種施策等との連動や、自治体事務におけるスマートシティ の位置づけの明確化及び推進における職員の認識共通化のため、導入場面や効果が 見えるガイドラインやロールモデルの提示、実現に向けたロードマップ等を提示す ること。
- スマートシティの推進に係る連携がより一層進むよう、企業や学術機関などに対しても、事例紹介、情報共有等の必要な支援を行うこと。

(4) 規制緩和

● AI・IoTや自動運転、ドローンなどの未来技術は、様々な産業分野における担い手不足の解消やサービスの効率化の手段として、活発な研究開発が行われ、全国各地で様々な取組が進行しつつあるが、法的規制がしばしば課題となっている。こうした状況等を踏まえ、国を挙げてスマートシティを推進するため、特区制度の活用などの特例的な手法に限らず、各省庁連携のもとで、抜本的な規制緩和を行うこと。

- (5) 人材育成支援・人的支援の充実
 - ICTやデータ利活用に関する知識・経験を有する人材の育成が重要であることから、現在、内閣府が自治体に対して実施する「未来技術社会実装事業」における「ハンズオン支援」に加え、「スマートシティ官民連携プラットフォーム」などを活用し、自治体職員はもちろんのこと、官民問わずスマートシティの取組を推進する人材の育成に向けた支援(研修等の機会創出)を行うこと。
 - 専門知識を有する民間事業者等外部人材を派遣、又は適切な相談・助言が可能となるような支援を充実すること。

2. スマート自治体の推進について

- (1) 地方自治体の業務プロセス・システムの標準化について
- ①業務プロセス・システムの標準化
- 業務プロセス・システムの標準化においては、幅広く自治体から意見を集約し、それぞれの事務実態や案件ごとの実情を十分に調査・把握した上で、法整備も含め国が強力に整備・推進すること。
- 標準化に向けた方向性について、バックヤードの共同化も含めた内容とするのか等、 目標到達点を明確に示すこと。また、用語の定義や標準化するべき業務範囲、それ に伴う事務等の処理方法の基準を明確にすること。併せて、様式・帳票の標準化の 設定時期を省令等で示すこと。
- 市民サービスを考慮し、自治体の規模の相違等による機能選択や一部カスタマイズ の可能性を残した柔軟なシステムとするとともに、システムの広域クラウド化に向 けた取組を強化すること。また、自治体の規模に応じたデータ項目の拡充を推進す ること。
- 業務単位ごとのモデルや取組手順、費用削減効果などの事例を提供するとともに、 自治体が作成したシナリオ等について、自治体間で共有可能となるようなプラット フォームを構築すること。
- AI・RPA及び電子化・ペーパーレス化を実装するプロセスについても、業務プロセス・システムの標準化の仕様に可能な限り含めるよう調整すること。
- ◆ 様式・帳票の標準化の推進に当たっては、自治体の事務効率化につながるよう、A I-OCRでの読取精度の向上についても考慮した検討を進めること。
- ベンダーロックインとならない仕組みを採用すること。
- 自治体の業務システムの更新時期が様々であることから、移行期間について柔軟に 対応するとともに、更新時期にかかわらず移行可能とするための財政支援を関係省 庁も含めて包括的に行うこと。併せて、旧システムからのデータ移行にかかる費用 や維持管理費用についても対象とすること。

- 電子化・ペーパーレス化の導入については、補助金があるものの公募方式であり予 算化が難しいことから、どの自治体も確実に活用できるよう見直しすること。
- フロントからバックヤードまでの手続がデジタルかつ最初から最後まで完結する仕組みを構築するために、ネットワークの三層化による各種ネットワークの分離に係る課題解消やフロントとバックヤードを連携する標準的なAPIの構築などに対応するための財政支援を行うこと。また標準化については、官民連携が可能な仕組みとすること。

② I C T の活用

- 全国的に利用できるAI技術を活用した多言語による窓口対応や情報発信の自動化 システムを構築すること。また、これにかかる環境整備及び維持管理費用等を対象 とした財政支援を行うこと。
- 電子申請等による行政手続きのオンライン化に伴う各種支払いや本人確認等については柔軟な対応を可能とするとともに、運用にかかる共同化の仕組みを構築すること。併せて、電子申請による手数料の徴収についても一体的に行うことができる仕組みとするなど、共同化された行政手続きのオンライン化により、事務負担が軽減されるような内容とすること。また、電子申請の普及、利用拡大のための市民向けインセンティブに対する補助金を創設すること。(手数料の減額を含む。)
- システム構築費や維持管理費用の軽減が図られるよう、全中核市や複数自治体等による共同利用について技術的支援及び財政的支援を行うこと。

③セキュリティ等を考慮したシステム・AI等のサービス利用

● クラウド上で全国的なサービスとして提供されるものについては、国においてセキュリティ面の仕様を標準的に策定すること。

(2) 自治体DX (デジタルトランスフォーメーション) の支援について

①財政支援

● ICT活用普及促進に向けた補助金について、現在は公募方式となっているが、どの 自治体も確実に活用できる制度となるように見直しを行うこと。また維持管理費用に ついても対象とすること。

②法整備、セキュリティ

● 現行の制度では印鑑や添付書類が必須となるものについて、電子化による原本性の確保及び添付書類の省略等の法整備を行うこと。

- パブリッククラウドを利用する際のセキュリティ基準や対策方法について、ガイドラインを定める等、明確に示すこと。
- 「三層の対策」の見直しにおいては、βモデル採用時のセキュリティ対策を明確に示すこと。

③人材面等の方策

- J-LIS(地方公共団体情報システム機構) やAPPLIC(一財 全国地域情報推進協会)が実施する、スマート自治体にかかる基本的な技術や知識を習得することができる e ラーニングやオンライン研修の拡充及び無償実施等の人材支援策を行うこと。
- スマート自治体の推進に向けた専門人材の派遣や確保を行うこと。またその実施においては、民間事業者等の外部人材の活用も可能とする仕組みとすること。
- 情報セキュリティに対する脅威は多様化・高度化しており、自治体において脅威に対する人的セキュリティの強化は必須である。情報セキュリティ体制確保に向けた人材育成支援及び財政的支援を行うこと。
- 全国の自治体のICT化における導入内容やそのコストの情報等について共有可能 なプラットフォームを構築すること。また、導入効果の高い自治体の成功事例だけで なく、導入事例が少ない事業についてもその実績について情報公開すること。

令和2年 月 日中核市市長会

【資料3-2】

公共施設等の適正管理に関する提言(案)

我が国では、高度成長期以降の急激な人口増加を背景に、公営住宅、文化教育施設、福祉施設、インフラ施設など多くの公共施設等を集中的に整備してきたが、現在、これら公共施設等は老朽化が進み、今後人口減少が見込まれる中、施設の修繕や更新の時期が集中することによる多額の費用が必要となるなど公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっている。

公共施設等は、市民生活や経済活動、また行政サービスを提供するための基盤であることから、時代のニーズに対応した行政サービスを安定的に提供していくために、コスト意識や経営的視点を持って総合的に管理することが重要となる。

そうした中、国において、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題であるとの認識の下、あらゆる公共施設等を対象にした「インフラ長寿命化基本計画」が平成 25年に策定され、こうした国の動きと歩調を合わせるため、平成 26年には地方公共団体に対し、「公共施設等総合管理計画」を策定するよう要請が行われた。

全国の自治体では、これらによる各計画に基づいて公共施設等の適正管理のため、施設の統 廃合・複合化やPPP/PFI手法導入の推進、また、行政財産や遊休資産の有効活用のため の貸付などに取り組んでおり、このような取組を更に推進するため、以下のとおり提言する。

1 公共施設等の整備等に係る財政支援の継続

財政支援の一つである公共施設等適正管理推進事業債は令和3年度で終了することとなっている。

このような中、全国の自治体において、統廃合や複合化など公共施設等の適正管理に取り組んでいるが、高度経済成長期以降に整備された多くの公共施設等の中には、耐用年数が近づきつつある施設や、既に耐用年数を経過するなど、今後の在り方を検討する必要がある施設が依然として数多く存在しており、引き続き、統廃合や複合化、長寿命化など公共施設等の適正管理に取り組む必要がある。

また、公共施設等は行政サービスを提供するための基盤であることから、施設の在り方を決定する際には住民の合意が必要であり、ワークショップの開催やパブリックコメント等を行うなど、合意形成のためには相当の時間が必要である。

これらを踏まえ、施設の統廃合や複合化、長寿命化などを進めるためには、国からの財政支援は今後も継続的に必要であることから、公共施設等適正管理推進事業債の期限を延長すること。

2 公共施設等の整備等に係る財政支援の拡充

全国の自治体では、人口減少や少子高齢化に伴う社会構造の変化により、税収が減少する一方で、扶助費等の社会保障関係費の増加等に加えて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による経済の停滞などにより、財政状況が一段と厳しくなることが見込まれ、今後、更に公共施設等の整備等に必要な財源の確保が困難になることが予想されることから、公共施設等適正管理推進事業債の充当率の引上げ及び交付税措置の拡充など、自治体の財政負担の軽減を図ること。

3 公共施設等の除却に係る財政支援の拡充

多くの自治体が公共施設等総合管理計画の目標として延床面積の削減を掲げており、目標の達成には施設の除却に対する多額の費用が必要となる。施設整備においては国費や交付税措置のある起債があるものの、単に施設を解体する場合は、公共施設等適正管理推進事業債においても交付税措置がない。

不要となった施設を存置することによる維持コスト及びリスクの低減や、売却を含めた 用地の有効活用のため、除却を積極的に行うべきであるが、解体費用が土地の売却価格を 上回るなどの場合もあり、費用負担が課題となっていることから、除却費用に係る公共施 設等適正管理推進事業債の充当率の引上げや交付税措置による財政支援を行うこと。

> 令 和 2 年 月 日 中 核 市 市 長 会

【資料3-3】

災害対応・防災力の強化に関する提言(案)

1 防災・減災について

令和元年度の地震、豪雨、台風により、多くの中核市で甚大な被害が発生し、今年度に入ってからも、令和2年7月豪雨をはじめ、全国各地で豪雨や台風による自然災害が多発しており、多くの人的・物的被害をもたらしている。

今後も、地球温暖化による気候変動に伴う台風や集中豪雨の増加、さらには南海トラフ地震や 直下型地震などの発生が危惧されており、こうした自然災害は、いつ、全国のどこで発生しても おかしくない状況にある。

自然災害により、人命はもとより、国民の財産やこれまで整備を進めてきた都市基盤を失うことによる社会的・経済的な損失は計り知れないものであり、これらの災害による被害を可能な限り抑止し、国土強靱化に資する事前防災・減災の取組は、非常に重要である。

以上の認識に立ち、国は、特に次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

(1) ハード面について

- ●緊急防災・減災事業債については、近年の大規模災害の教訓を踏まえた防災・減災対策の取 組が計画的に実施できるよう、対象事業を更に拡充するとともに、恒久化を図ること。
- ●令和3年度以降も継続的に災害対策事業を実施できるよう、防災・減災・国土強靱化緊急対 策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債の期限を延長すること。
- ●国が定める住宅等の耐震化の目標達成に向け、より一層の財政支援を行うこと。
- ●浄水場など基幹水道構造物の更新のため、生活基盤施設耐震化等交付金の交付率の引上げや、 交付対象額の算定基準の見直しを行うこと。
- ●市が管理する急傾斜地崩壊防止施設の長寿命化を図るため、公共施設等適正管理推進事業債の対象施設の拡充と措置期間の延長を行うこと。
- ●急傾斜地崩壊対策として、保全戸数 5 戸未満を対象とした補助金交付と起債制度の拡充を図ること。
- ●災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の現行における採択要件では、限られた箇所のみとなっていることから、特例措置の適用や採択要件の緩和を図ること。
- ●都市基盤河川改修事業や総合流域防災事業の河川事業における交付金の交付率や起債充当率 の引上げを行うこと。また、普通河川をはじめとする法定外河川の改修や排水ポンプ場の整 備についても、防災上重要なものについては交付金の対象となるよう拡大を図ること。
- ●昨今の気候変動等を踏まえ、現行の河川整備計画に基づく川幅の拡幅や築堤などの河川改修 やダム事業といった抜本的な治水事業全般をより一層加速するとともに、更なる治水対策を 検討すること。
- ●高規格堤防整備については、現計画区間の整備を推進するとともに、計画区間の拡大を行う こと。
- ●道路メンテナンス事業補助制度の補助率の引上げ及び交付税措置を 100%とするなどの財政 措置の充実を図ること。

- ●緊急輸送道路(第1次~第3次)の整備に必要な国費の重点配分を引き続き行うこと。また 補助率の拡充を行うこと。
- ●雨水貯留施設などの事前防災の取組である流域貯留浸透事業、下水道浸水被害軽減総合事業 等に対する防災・安全交付金の確実な交付を行うこと。
- ●下水道施設について、改築更新等の老朽化対策や地震対策に必要な交付金の確実な交付とと もに、下水道事業に関する現行の交付金制度を堅持すること。
- ●危険なブロック塀の安全対策について、社会資本整備総合交付金制度等の対象範囲や交付率 の拡充など更なる改善を行うこと。
- ●学校施設のブロック塀対策について、優先採択事業として位置付け、確実に採択されるよう 財源確保を行うこと。
- ●避難所の電源確保に係る多様な費用に関して、補助事業の拡充を行うこと。
- ●停電時の非常用電源への接続を可能とするための学校施設の配電盤等の改修に対する補助制度を創設すること。
- ●発電機やソーラーパネル、蓄電池など、自治体が単独で負担している経費に対する支援を行 うこと。
- ●公共建築物の ZEB 化に対する各種補助事業を継続するとともに補助率を高めること。
- ●災害時の避難施設等へ太陽光発電設備と蓄電池を設置する際に活用できる「地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」については、来 年度以降も継続すること。

(2) ソフト面について

- ●ハザードマップの作成について、対象となる河川等において国庫補助の対象となるハード整備事業の予定がない場合でも、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金における効果促進事業と同等程度の助成を行うこと。また、自治体が単独でのハード整備を予定する場合でも交付金の対象にすること。
- ●避難行動につながる情報を効果的に市民へ伝達できるよう、関係機関から発出される情報を 一元的に整理するなど、効果的な情報共有に努めること。
- ●避難勧告等のガイドラインが改訂され、警戒レベルによる防災情報の発信を行っているが、 住民の避難行動に結びつくよう、国においても5段階の警戒レベルに関する広報等を十分に 行うこと。
- ●令和元年に「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」が作成され、本格運用が開始された「南海トラフ地震臨時情報」について、住民の適切な避難行動に繋がるように、国においても「南海トラフ地震臨時情報」に関する広報等を積極的に実施すること。
- ●防災システムの維持管理経費については、システムの複雑化・高度化に伴い増加しており、 自治体の負担が大きくなっていることから、防災システムの導入・更新に要する経費に加え、 維持管理経費に係る財政措置を行うこと。

- ●緊急速報メールを市単位でなく、エリア単位など細分化して送信できるよう対応を行うこと。 また、キャリアによって異なる文字数制限を統一し、全キャリアにおいて本文 500 文字の送 信ができるよう対応を行うこと。
- ●自主防災組織の結成支援や資機材整備、防災リーダー養成、防災教育、防災訓練など、地域 主体の防災・減災のまちづくりに資する活動や意識啓発に対する継続的な支援を行うこと。 また、自主防災組織などの災害応急活動に対する支援制度を創設すること。
- ●医療分野や保健衛生分野、廃棄物処理に関する分野に特化した対応者向けのガイドライン等 の情報提供の充実や各種研修会及び訓練実施に対する財政支援を行うこと。
- ●避難所運営について、感染症対策や保存期間が短い備蓄物資に係る経費など、自治体が単独 で負担している経費に対する財政支援を行うこと。
- ●大規模災害時の復旧においては、地元業者だけでは対応が困難なことから、全国の建設業者 の情報を集約し、被災自治体へ斡旋できる仕組みを構築すること。
- ●大規模噴火に伴う火山災害を軽減するための以下の支援策を実施すること。
 - ・ 大規模噴火の推移に即した、早期の防災体制の枠組みの構築
 - ・ 大量の軽石・火山灰対応に係る防災対応指針の策定
 - ・ 対策を充実させるための検証実験の実施による検証結果の提供
 - ・ 大量の軽石・火山灰に係る観測体制の充実
- ●国管理施設や空港、港湾、観光関連施設等の大規模集客施設における防災機能強化(備蓄整備、避難所、集積所などの防災拠点機能)に加え、地方自治体及び関係行政機関や民間事業者等が行う観光客、在日及び訪日外国人等に係る防災対策への財政的支援等を検討すること。
- ●原発事故等により住民票を異動させずに避難している住民が自主防災組織を結成するような 状況に対応するための基準を示すこと。また、避難先の自治体に負担が生じていることから、 最終的にどこが責任をもって対応すべきかを明らかにすること。
- ●被災者支援及びマイナンバーに係る被災者台帳や避難行動要支援者名簿の全国統一システム を構築し、システム整備に要する費用の財政支援を行うこと。
- ●医療機関へのMCA無線や衛星電話の配備及び市災害対策本部と拠点病院や消防など関係機関との情報連携システムの整備に係る費用について財政支援を行うこと。
- ●災害時の医薬品の確保のため、病院でのランニング備蓄方式導入の障害の一つとなっている 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第24条第1項につい て、「発災時若しくは発災時に備え準備をする場合には該当規定を適用しない」旨の改正また は運用の通知を行うこと。
- ●令和元年度から開始した事業継続力強化計画の認定制度については、事業者が受けられるメリットが多いことや事業者の防災・減災に関する意識醸成を図ることから、来年度以降も継続すること。
- I o T を活用した先進事例の情報提供を行うこと。さらに I o T活用に係る財政支援を講じること。
- ●災害廃棄物処理対策に関するスキルアップに向けた新規補助事業を創設すること。また、職員主導で実施できるような実動訓練等の研修キットを提供すること。
- ●災害時の燃料(ガソリン)の確保と迅速に供給できる仕組みを構築すること。

- ●自治体では配備することが難しい大容量の発電機や、簡易ベッド・パーテーションなどは、 国が率先して備蓄し、国と地方の備蓄の役割分担を明確にするとともに、速やかに支援でき るよう各地区に必要な備蓄を行うこと。
- ●土砂災害警戒区域等のハード対策において、土地所有者の不明及び土地の境界確定が困難な現状を踏まえた柔軟な制度にすること。

2 災害時の対応、災害復旧について

令和2年7月豪雨では、自衛隊の派遣をはじめ、被災者の生活再建や災害復旧などに対し、 1,000億円超の支援をいただいたことで、各市の復旧・復興に向け、非常に力強い後押しと なった。

一方、これまでの復旧・復興の取組において、今後、改善・見直しを行うべきと考えられる事項も生じていることから、国は、特に次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

(1) ハード面について

- ●激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく対標準税収入額の割合引 下げ及び農業施設等への指定事業の拡大など、特定地方公共団体の指定要件を緩和すること。
- ●学校施設等の公共施設や農地・農業用施設の復旧において、今後の災害にも備えた機能強化 が図れるよう、原形復旧という従来の災害復旧にとらわれない柔軟な制度に拡充すること。
- ●国の災害関連事業が認可される前に、市町村が二次被害発生防止等のため災害対策基本法に 基づき応急措置を行う場合の補助制度を創設すること。
- ●大規模土砂災害でのがれきの撤去作業において、土木工事が必要となった場合でも十分な補助を受けられるよう、補助対象経費の算定基準を見直すなど、自治体が進める復旧・復興事業の実態に見合った補助対象の拡充や補助率の引上げを行うこと。
- ●山間部や島しょ部に多い小堤水路については、土砂撤去にかかる補助対象基準を緩和すること。
- ●土砂が流入した漁港の浚渫工事に国の災害復旧事業を活用できるよう、補助要件の緩和等を 行うこと。

(2) ソフト面について

- ●応急仮設住宅の供与期間内(2年以内)に、やむを得ない事由(自宅再建の工期等)により、 退去できない方に対し、供与期間の延長等の措置を適用すること。
- ●災害援護資金について、回収に係る費用に対する財政措置を行うとともに、各自治体が当該 貸付金に係る債権を免除・放棄すると判断した場合には、国においても自治体に対する債権 を免除する規定を整備するなど、被災自治体の財政負担の軽減に向け、制度の見直しを行う こと。

- ●災害援護資金の債権回収に向けて債権回収機構の設立など、国主導により専門的かつ専属的な回収体制を整備すること。
- ●災害からの早期復旧・復興に向け、引き続き、土木、農林土木及び福祉保健等の職員等の中 長期的な派遣についての支援を行うこと。
- ●被災者生活再建支援制度について、早期復興に向け、以下の拡充を行うこと。
 - ・同一災害により被災した全ての地域で支援が受けられるように基準の緩和を行うこと。
 - ・被災者生活再建支援金の基礎支援金及び加算支援金を増額すること。
 - ・半壊や一部損壊についても支援対象とすること。
 - ・自らが所有し、居住する住宅については、世帯人数に関わらず同額の支援金を支給すること。
 - ・被災者への迅速な支給を実現するとともに、申請に伴う被災者の負担軽減及び被災自治体 の事務軽減を図るため、申請の簡素化を図ること。
- ●被害認定調査について、被害状況の判定に係る事務の効率化を図るため、国において情報システムの標準化を行うとともに、タブレット端末の調達に対する財政支援を行うこと。
- ●災害ボランティアセンターを安定的に運営するため、その設置・運営に係る経費について、 共同募金会からの活動支援金等だけでなく、国からの財政支援を行うこと。
- ●東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故による避難指示区域等からの長期避難者の住民票の取扱いについて、「避難元自治体に置いたままで差し支えない」とされているが、税負担の公平性、避難者への適切な行政サービス提供、避難者と市民の交流促進の観点などを踏まえ、避難を余儀なくされている長期避難者の心情に最大限配慮しつつ、帰還する意思のない長期避難者などについては、見直すこと。
- ●全国避難者情報システムに基づく避難者登録制度について、避難の実態を十分に把握できるよう、必要な見直しを図り実効性を確保すること。
- ●住宅応急修理制度については、修理内容を標準化することにより、市町村の審査事務の省力 化を図るとともに、完了報告時に応急修理の費用を確認することとし、修理業者からの見積 書の提出を不要とすること。また、手続き前に修理を完了し費用を支払った場合でも、公平 性を図る観点から、制度の対象とすること。

令和2年 月 日中核市市長会

令和3年度税制改正に関する要請

中核市については、地方自治法その他の法令に基づき事務配分の特例が設けられ、権限移譲がなされた多くの事務を都道府県に代わり行っているにもかかわらず、地方税制は画一的であり受益と負担の関係に不均衡が生じている。

中核市が真の地方分権に向けてその機能や役割を十分果たしていくためには、自主的かつ安定的な都市財政運営に必要な財源の確保が不可欠であるが、前述した理由等により現状は極めて厳しい財政状況にある。

よって令和3年度税制改正に関し、特に以下の事項について十分配慮するよう強く要請する。

1 固定資産税の安定的確保

固定資産税は、市町村税収の大宗を占める基幹税目として、安定的な行政サービスの提供に欠くことのできないものであり、その税収の動向は、中核市を含めた基礎自治体の行財政運営を大きく左右するものであることから、制度の根幹を揺るがす見直しは行うべきではなく現行制度を堅持すること。

なお、平成30年度税制改正において創設された償却資産に対する固定資産税の特例措置については、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、対象範囲が拡大されており、期間の延長も行うこととされているが、今後更なる対象範囲の拡大及び期間の延長や類似の特例措置の創設は断じて行わないこと。また、今回の措置に伴う延長を行った場合には、延長による減収分についても、確実な財源措置を講じること。

2 法人実効税率の見直しに伴う代替財源の確保

国・地方を通じた法人関係税収は、中核市の行政サービスを支える上で重要な財源となっていることから、恒久減税による減収は恒久財源で補填することを基本とし、中核市の行財政運営に支障が生じないよう必要な財源措置を講ずること。

3 法人市民税の中間申告納付制度の見直し

法人市民税の中間申告納付は、当該事業年度の決算確定前の納付であるため、確定申告額が中間申告納付額を下回る場合、税額の還付となる。その際、自治体に非がないにもかかわらず、還付加算金が生じ、自治体への財政的な負担が非常に大きいため、還付加算金の適用を除外するなど、法人市民税の中間申告納付制度を見直すこと。

4 ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

ゴルフ場利用税については、その税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の財政需要に対する貴重な財源であることから、現行制度を堅持すること。

5 ふるさと納税における地方自治体の負担の縮小について

- ① ふるさと納税ワンストップ特例制度に係る所得税控除相当額について、個人住民税の減収分を全額国費で補填するなど、制度の改善を図ること。
- ② ふるさと納税制度については、過度の返礼品競争により平成31年度に税制が改正され適正化が図られたところではあるが、都市部においては寄附額より個人市民税における減収額が大きく上回っているところであり、財政をひっ追する要因の一つとなっていることから、寄附額に上限を設けるなど更なる適正化を図ること。

6 地方法人課税の偏在是正における地方への配慮

「地方間における税源の偏在是正」及び「財政力格差の縮小」を進めるに当たっては、企業誘致や地域の産業・経済活性化のための様々な施策を通じて税源涵養を図っている中核市の努力が損なわれることがないよう配慮することが望ましい。

また、「地域社会再生事業費」が創設されたところであるが、法人住民税法人税割の交付税原資化は、地方消費税率の引上げに伴う地方団体間の財政力格差を是正するために創設されたものであることを踏まえ、この措置による財源については、引き続き必要な歳出を地方財政計画に確実に計上すること。

7 地方税における税負担軽減措置等整理合理化

地方税における非課税措置等については、税負担の公平確保の見地から、真に地域経済や住民生活に寄与するものに限られるよう慎重に検討するとともに、効果が明らかでないものについては、速やかに整理合理化を図ること。

また、地方税収に影響を及ぼす国税における租税特別措置についても見直し を行うこと。

8 国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

国民健康保険税の軽減判定所得を捉える際に、所得税青色申告による純損失の繰越控除が行われた該当者等については、軽減判定所得の算出方法が専門的かつ過大に複雑であり、間違いを生じやすい現状のため、市区町村の事務負担が大きくならず、間違いが生じにくい算出方法へ抜本的に制度の見直しを行うこと。

9 外国人への課税・徴収体制等の改善

外国人住民の増加とともに、市税が未納のまま国外へ転出する事例が増えていることから、出国前の納税管理人の設定の制度化など、納税漏れのないよう必要な制度を構築すること。

10 住宅借入金等特別税額控除の国費の全額補填について

住宅借入金等特別税額控除については、制度設計上住民税の控除額について、全額国費で補填されることとなっているが、令和元年度の個人住民税から、納税通知書送達以降に提出された確定申告書等においても同控除が適用されることとなった。

しかし、納税通知書送達日以降に提出された同控除額については国費による 補填の対象となっていないため、同控除額についても国費により補填するよう に制度を改正すること。

11 電子化による事務効率化の推進

- ① 納税者の利便性向上と課税事務の効率化、行政手続コストの削減のため、 情報通信技術を利用した住民税の賦課、納税に関する環境改善を推進するため の法整備をすること。
- ② 「デジタル・ガバメント実行計画」に明記されている軽自動車OSSの早期実現のため、軽自動車税申告及び納税システムの構築について必要な支援や財源措置を講ずること。

12 地方税法の改正時期等

地方自治の根幹である税条例の改正について地方議会での議論の時間や住民 への周知期間が十分確保されるよう、地方税法等の改正の時期について配慮す ること。

また、その改正内容について、各自治体に対して詳細な情報提供を行うこと。

13 住民税制度の簡素化

個人住民税の制度には、課税の安定性を理由に納税通知書が送達される時までに確定申告書等を提出しないと適用されない制度が多数(16制度)あり、所得税の制度と適用基準に差が生じており、納税者(市民)にとって、とても分かりづらい制度となっているため、納税通知書送達後の確定申告書等の提出でも適用できるよう、地方税法を改正すること。

14 給与支払報告書への同一生計配偶者の項目追加について

所得が1,000万円を超える納税者の配偶者は、以前は配偶者控除の対象者として所得の把握等が行えていたが、令和元年度の住民税から、配偶者控除が認められなくなり、すべての住民の所得状況を把握する住民税においては、収入のない配偶者は未申告者となるため、給与支払報告書(個人別明細書)の様式に、同一生計配偶者の項目を追加すること。

15 固定資産税・都市計画税に係る被災住宅用地等に対する課税標準の特例 措置の拡充について

災害により減失または損壊した住宅の敷地の用に供されていた土地については、市町村長が認めた場合、原則として被災後2年度分に限り、当該土地を住宅用地とみなして固定資産税及び都市計画税の課税標準額を軽減する特例措置が設けられているが、甚大な被害があった被災地については、当該特例措置の適用期間を実情に合わせ延長すること。

16 無償貸借契約が結ばれている土地の非課税について

地方税法348条2項において、形式的な要件だけでなく実質的要件を加味する ことで、課税逃れができないよう規定を整備すること。

17 不動産登記名義人住所が国外の場合の、固定資産税及び都市計画税賦課 徴収事務の円滑化について

土地・建物の不動産登記名義人の住所が国外の場合(以下「国外名義人」という。)、不動産登記手続を行う際に、課税庁に対する納税管理人の申告を義務付けるなど、国外名義人に対する賦課・徴収事務が円滑に遂行できるような規定を整備すること。

18 財産管理人の選任について

相続人不存在や所有者居所不明の場合における、相続財産管理人及び不在者財産管理人の選任制度を柔軟に活用できるよう法整備をすること。

19 家屋評価の公平公正な税制を

家屋の評価は取引単価を考慮しない再建築価格方式であるにも拘わらず、居住用超高層建築物に係る固定資産税の見直しの実施など、取引単価を考慮する 改正は、評価額算出の根本を揺るがすものである。

よって、取引単価の考慮等、今後に波紋を広げるような税制改正は行わないこと。

20 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険税への財政措置について

新型コロナウイルス感染症の影響により、減収が見込まれる令和3年度の国 民健康保険税を補填するための財政措置を要望する。

21 地方税財源の安定的確保について

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済対策をはじめとする、政策的な減税措置を講ずる場合は、地方と事前協議を行い、意見を十分反映すること。また、地方財政に影響を及ぼすことのないよう、確実に全額国費で補填すること。

22 マイナンバーカード情報の有効活用について

マイナンバーに口座情報が紐づけされる予定であることを踏まえ、当該口座 情報を有効活用し、地方税の納付にあたり、簡素な手続きで迅速に口座振替で きるようにすること。

令和2年 月 日

中核市市長会

【資料4】

中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会について

1 会員加入状況

(令和2年9月16日現在)

政党名	衆議院議員	参議院議員	合 計
自由民主党	7 5	5 2	1 2 7
公明党	8	1 5	2 3
立憲民主党	2 9	1 6	4 5
国民民主党	3	3	6
日本維新の会	4	5	9
日本共産党	2	0	2
無所属	3	4	7
合 計	1 2 4	9 5	2 1 9

2 世話役議員

(敬称略)

政党名	役	職			議員名く	選挙区等>	
	会 長		衛藤	征士郎	<衆⑫	大分2区	大分市他>
	幹事	衆 議 院	加藤	勝信	<衆⑥	岡山5区	倉敷市他>
自由民主党	幹事	参 議 院	金子	原二郎	<参②	長崎県>	
	可松市	•	江島	潔	<参②	山口県>	
	副幹事		古賀	友一郎	<参②	長崎県>	
	幹事	衆議院	古屋	範子	<衆⑥	比例 南関	関東 ブロック
公 明 党	th す	参 議 院	西田	実仁	<参③	埼玉県>	
	副幹事		谷合	正明	<参③	比例>	
※(旧)立憲民主党	幹事		逢坂	誠二	<衆④	北海道8 ፟፟፟	区 函館市他
※(旧)国民民主党	幹事	衆議院	岸本	周平	<衆④	和歌山12	区 和歌山市
然(旧) 国民民主兄	针争	参 議 院	増子	輝彦	<参③	福島県>	

※立憲民主党及び国民民主党の解党・新党結党に伴い、現在調整中

3 会員勉強会の開催

・中核市市長会に対する理解の深化、協力促進などを目的とした勉強会を開催

日 時:令和2年11月11日(水)

午前11時50分から12時50分まで(予定)

場 所:衆議院第一議員会館 地下1階大会議室

出席予定者:国会議員の会会員議員、中核市市長会会員市長等

指定都市市長会との連携事業について

1 二市長会共同提言(10月26日実施)

「国の施策及び予算に関する指定都市市長会・中核市市長会共同提言」

【提言項目】

- ・【重点提言】新型コロナウイルス感染症対策に関する提言
 - 1 感染症防止策と医療体制の整備
 - 2 雇用の維持と経済活性化
 - 3 教育機会の確保
 - 4 デジタル化・スマート化の推進
 - 5 地方自治体への財政支援の充実
 - 6 感染症対策の在り方の検討
- ・Society 5.0の実現に向けた取組の推進
- ・外国人との共生に向けた取組の推進
- ・児童虐待防止対策の強化
- ・文化芸術立国の実現
- ・国と二市長会との定期的な協議の場の設置
- ・地方創生の一層の推進と東京一極集中の是正
- ・ 地方制度改革の一層の推進
- ・ 地方税財政制度の再構築
- ・災害復旧・復興や安全・安心な施設整備に向けた財政措置の拡充等

内閣府、総務省、厚生労働省へ要請活動を実施

出席 指定都市市長会 会長:横浜市 担当:静岡市 中核市市長会 会長:豊田市 担当:高槻市

2 二市長会連携職員勉強会(2月から3月の間に実施予定)

指定都市市長会と調整中

【資料6】

地方分権改革に関する提案募集について

提案募集については、2月から3月にかけて会員市に提案案件を募集したところ、13件の提案が寄せられたことから、当該提案について提案可否の意向調査を行った結果、賛同が多かった4件について、5月の総会(書面決議)での採択を経て、6月1日付けで内閣府に提案している。12月に予定される地方分権改革推進本部及び閣議決定に向け、4件の提案に対する関係府省からの回答状況及び今後のスケジュール等を報告するものである。

1 本会提案に対する内閣府の区分について

6月29日に開催された「地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議」(構成員:法政大学法学部教授等)により、本会からの提案は次のように区分されている。この結果、「内閣府と関係府省との間で調整を行う提案」に選定された3件(うち、2件が重点事項として選定)の提案実現に向け、現在検討が進められている状況である。

なお、「④介護保険法に基づく保険者機能強化推進交付金の充当先拡充」については、法令改正を伴わない「関係府省における予算編成過程での検討を求める提案」に区分された。

	中核市市長会 提出案件	内閣府 区分	内閣府 重点事項選定
1	国民健康保険資格の職権喪失処理に係るマイ ナンバー情報連携の利用事務の拡大	内閣府と関係府省との	〇 (52 件/259 件)
2	普通地方公共団体の全ての歳入においてコン ビニ収納を可能とすること	<u>間で調整を行う提案</u> (170 件/259 件)	(52件/259件)
3	介護保険法に基づく保険者機能強化推進交付 金の評価指標における年度改定の廃止		
4	介護保険法に基づく保険者機能強化推進交付金の充当先拡充	関係府省における 予算編成過程での検討 を求める提案 (27 件/259 件)	

※内閣府への提案総数:259件

【本会からの提案】

① 国民健康保険資格の職権喪失処理に係るマイナンバー情報連携の利用事務の拡大

国民健康保険資格の職権喪失処理効率化のため、資格喪失に係る届出の有無に関わらず、国保と社保で二重資格の可能性がある者について、情報提供ネットワークシステムを利用し、情報照会を可能とすることを求めるもの。

② 普通地方公共団体の全ての歳入においてコンビニ収納を可能とすること

私人の公金取扱いの制限について定めた地方自治法第243条中の「若しくは収納」を削り、収納事

務について、私人委託を可能とする。または、地方自治法施行令第 158 条の 2 第 1 項中、「普通地方公 共団体の歳入のうち、地方税・・・その収納の事務を委託することができる。」と定められている普通 地方公共団体の歳入の対象を地方税に限定しないよう改正し、普通地方公共団体の全ての歳入におい てコンビニ収納ができるようにするもの。

③ 介護保険法に基づく保険者機能強化推進交付金の評価指標における年度改定の廃止 評価指標の見直しを毎年ではなく、介護保険事業計画と同様の3年毎にすることについて変更を求

めるもの。

④ 介護保険法に基づく保険者機能強化推進交付金の充当先拡充

交付金の対象となる事業を実施するにあたり、支障となっている一般会計への負担増加を回避する ため、交付金の充当先を総務費や介護予防以外の一般会計への充当、地域支援事業の市町村負担分へ の拡大について要件の緩和を求めるもの。

2 関係府省からの回答状況等について

これまでの関係府省及び内閣府の提案募集検討専門部会からの回答状況等については、次のとおりである。(詳細: 参考 参照)

▶ 「①国民健康保険資格の職権喪失処理に係るマイナンバー情報連携の利用事務の拡大」(重点)

⇒厚生労働省から、オンライン資格確認等システムの導入に伴う資格重複チェック機能について、 令和3年3月から開始することを予定しているとの回答があったことから、国民健康保険資格の 職権喪失処理の適正化が期待できる。今後は、勧奨文書なしで職権による資格喪失が可能となる よう、内閣府と調整を図ることとしている。

▶ 「②普通地方公共団体の全ての歳入においてコンビニ収納を可能とすること」(重点)

⇒8月7日に開催された「提案募集検討専門部会(集中ヒアリング1ラウンド)」において、総務省側から「私人による公金取扱いを禁止する原則を含め、財務制度全体について見直しを検討したい」との発言があった一方で、現在の原則とその例外を根幹から変更するものであることから、中長期的な検討を要するとの見解が示されたところである。

> 「③介護保険法に基づく保険者機能強化推進交付金の評価指標における年度改定の廃止」

⇒厚生労働省からの第一次回答では、提案内容の実現に対しては依然として慎重な立場であるものの、「評価指標の発出時期は毎年度前倒し」を予定していると回答があったところである。

3 本会の対応と全体のスケジュールについて

地方分権改革に関する提案募集に関する本会の対応状況及び全体のスケジュールは次のとおりである。今後においても引き続き、内閣府との調整を踏まえ、随時対応することとしている。

なお、年末に予定される地方分権推進本部及び閣議決定において本会からの提案の実現方針が決定された場合には、地方分権一括法の制定など、国において必要な法律改正や政省令改正、または通知等の取組が進められることとなる。

日付	中核市市長会の対応	全体のスケジュール
5月25日	提案事項 採択	
6月 1日	提案事項 提出	地方分権改革に関する提案 受付締切
6月 4日~	(本会未対応)	追加共同提案の意向及び支障事例等の補
6月22日		強に関する照会
6月29日		地方分権改革有識者会議・提案募集検討
		専門部会合同会議 (重点事項等選定)
7月14日	発案市 (川口市,豊田市) 対応	内閣府からの提案団体ヒアリング
	※重点事項のみ	
7月27日		関係府省からの第一次回答公表
7月29日~	中核市担当事業に関する提案に係る	
8月6日	全国市長会への回答提出	
8月 3日・		提案募集検討専門部会(集中ヒアリング
5~7 目		1ラウンド)※ 対象:重点事項のみ
8月20日	関係府省からの第一次回答に対する	
	提案団体からの見解提出	
8月27日		提案募集検討専門部会(重点事項に係る
		地方三団体へのヒアリング)
9月 2日		地方分権改革有識者会議・提案募集検討
		専門部会合同会議
9月 3日		内閣府から関係府省への再検討要請
10月1日		関係府省からの第二次回答公表
10 月上旬~		提案募集検討専門部会
10 月下旬		(集中ヒアリング2ラウンド)
~11 月中旬	※内閣府と調整し,随時対応	関係府省折衝
11月中旬		地方分権改革有識者会議・提案募集検討
		専門部会合同会議 (対応方針案了承)
12月中下旬		地方分権推進本部,閣議決定
		(対応方針決定)

提案	関係府省からの回答
1	【内閣府・総務省】(第1次回答)
(国保)	・厚生労働省における検討を踏まえ、必要な対応を検討する。
	【厚生労働省】(第1・2次回答)
	・オンライン資格確認等システムの導入に伴い資格重複チェックを令和3年3月から開始
	する予定である。 (第1次回答)
	・今後、市町村国保においては国保情報集約システムを活用するため、該当保険者に通知
	することなく、資格重複状況結果一覧を取得できるよう調整する。
	・令和3年3月時点において資格重複状況結果一覧は事業所照会の代替手法とし、本人に
	届出の勧奨通知を送付する事については継続して求めるものと整理する。
	・オンライン資格確認稼働後において各医療保険者が登録する資格情報の状況を判断し、
	職権喪失に係る根拠となり得ると判断出来た場合、資格重複状況結果一覧を契機とする
	職権喪失についても、速やかに検討するものである。
	地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会からの意見(9月2日公表)
	○オンライン資格確認等システムの導入に伴い資格重複チェックが令和3年3月から
	開始されるのであれば、事務の効率化等の観点から処理手続やシステム環境等の検
	討・整備を速やかに行うとともに、市町村側が滞りなく運用開始できるようその内容
	を早急に保険者に周知いただきたい。
	○資格重複チェックの機能で市町村が資格重複状況を把握できるようになるのであれ
	ば、被保険者及び市町村の負担軽減の観点から、勧奨文書なしで職権による資格喪失
	<u>が可能となるようにすべき</u> ではないか。
(2)	【総務省】(第2次回答)
(コンビ	・公金の取扱いを地方公共団体の判断により原則自由に私人に委任できるようにすること
二収納)	については、現在の原則とその例外を根幹から変更するものであることから、変更する
	ことにより生じる問題はないのか慎重に検討すべき。また、公金の取扱いについては、
	他の財務関係制度とあわせて議論する必要がある。
	・私人委託を可能とすべき個別の歳入科目を提案団体から具体的な提案をいただきたい。
	地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会からの意見(9月2日公表)
	○一次ヒアリングにおいて、私人による公金取扱いを禁止する原則を含め、財務制度
	- 全体について見直しを検討したい旨の発言があった。本年の「骨太の方針」において、
	デジタル・ガバメントの構築が最優先政策課題と位置付けられていることも踏まえ、
	多様な決済手段への対応等も含め、早期に検討を開始いただきたい。また、 <u>どのよう</u>
	な場で、どのようなスケジュールで検討するのか、示していただきたい。
	○上記検討の結論を待たず、個別の歳入科目についても、私人に収納事務を委託して
	も問題がないことが明らかであるものについては、地方自治法施行令の改正により対
	応することを検討いただきたい。

③ 【厚生労働省】(第2次回答)

(介護)

- ・自治体の取組の PDCA サイクルを促進するためには、中長期視点に立った評価指標の設定が重要であることは認識している。しかし、その一方で、自治体の様々な取組を広く評価するとともに、毎年度の取組の達成状況に応じてきめ細かく保険者の支援を行うものでもあることから、予め評価指標を3年間見直さないとすることは難しい。
- ・今回のご提案を踏まえ、極力自治体の事業運営に支障が生じないように配慮していきたい。なお、評価指標の発出時期については、各自治体における次年度当初予算の編成に間に合わせるべく早期に発出することを目指している。

※重点事項の選定案件ではないため、地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部 会からの意見はない。

令和3年度 事業計画(案)について

I. 市長出席会議等

- 1 中核市市長会議
 - 総会【5月17日(月)】、市長会議【8月】、市長会議 in 松山【松山市 11月12日(金)】
 ✓ ただし、8月の市長会議は、市長間で協議すべき特段の案件がない場合は不開催
 とする。
- 2 役員市長会議【4回開催(市長会議同日及び令和4年1月中旬)】 <役員市>
- 3 プロジェクト会議【3回程度開催(総会・市長会議同日又は前日)】
 - ✓ ただし、会議の目的・開催回数・開催時期は、各プロジェクト幹事市が決定する。
- 4 中核市サミット 2021in 松山等【松山市 11 月 11 日(木)~12 日(金)】
- 5 総務大臣と中核市市長との懇談会【8月(市長会議同日)】
- 6 中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会
 - 世話役議員と役員市長との懇談会【8月】〈役員市・構成市〉、勉強会【11月】
- 7 国及び関係機関に対する提言等く役員市、幹事市、担当市>
 - 国の施策及び予算に関する提言【総会(5月)同日 他】
 - プロジェクト提言、税制改正要望【11月】
 - 国に対する緊急的な提言等【必要時随時】

Ⅱ. 関係団体との連携

- 1 指定都市市長会との連携
 - 二市長会連携担当市長会議<担当市>、会長・連携担当市長会議<会長市・担当市>
 - 二市長会連携職員勉強会の開催
- 2 全国市長会等との連携【必要時随時】
 - ※ < >で出席市等を記載している会議以外は全市対象
 - ※ 開催地の記載のない行事はすべて東京開催

【令和3年度の主な会議等の年間予定】

	市長出席会議等
4 月	
5 月	総会(17 日)、プロジェクト会議
6 月	,
7月	役員及び希望する市長が出席対象
8月	総務大臣と中核市市長との懇談会、市長会議、プロジェクト会議
9 月	開催可否は幹事市が決定
10 月	
11 月	中核市サミット 2021in 松山(11~12 日) 市長会議 in 松山(12 日)、プロジェクト会議 国会議員の会勉強会
12 月	
1月	
2 月	
3 月	

[※] 全市又は希望する会員市が出席対象となる会議のみ抜粋。

【資料8】

「中核市サミット 2021 in 松山」の開催について

1 開催日 : 令和3年11月11日(木)~12日(金)

2 開催場所 : ANAクラウンプラザホテル松山

3 開催内容(案)

1日目	○プロジェクト会議	
	○中核市サミット	
	・基調講演	
	分科会 ほか	
	○レセプション など	
2日目	○中核市市長会議	
	○行政視察 など	



「現存 12 天守」の一つ松山城



歩いて暮らせるまちのシンボルロード「花園町通り」



「火の鳥」とコラボレーションした道後温泉本館



平成 29 年にオープンした道後温泉別館 飛鳥乃湯泉

【資料9】

「中核市における自治体クラウド実現に向けた研究会」について

1 研究会参加市

56市/60市 (昨年度:54市/58市)

※アンケート調査等では、全会員市より協力を得る

2 設置目的、これまでの調査・研究事項等

- (1) 設置時期:平成30年5月14日 (2) 事務局:倉敷市情報政策課
- (3) 設置目的:国が自治体クラウド導入を推進するなか、中核市における自治体クラウド 導入の課題となっている要因等を分析し、課題解決に向けた検討を行う
- (4) これまでの主な調査・研究事項:

【平成30年度】

- ①会員市のシステム現況調査一覧(中核市システム実施状況確認ツール [注2])の作成(平成30年9月)
 - [注2] 国が指定する「中間標準レイアウト仕様」に基づき、住民基本台帳や個人市民税 などの26業務について、システムの共同化を検討する際に利用することを目的 として、システム形態や更新時期等について一覧として整理したもの
- ②自治体クラウド導入によるコスト削減効果の検証(平成31年2月) 共同クラウド導入により、自庁設置方式に比し約25%、約3億円[注1]のコスト削減 効果が期待できる

〔注1〕40万人規模での試算見積ベース(住民記録システムにおける10年分費用総額)

③システム導入及び保守業務の調達における仕様書の作成(平成31年3月) 全会員市へのアンケート調査,業者への2回の照会等を経て「住民記録システム等導入 および保守業務調達仕様書」を作成し、全会員市へ送付

【令和元年度】

- ①会員市のシステム現況調査一覧(中核市システム実施状況確認ツール)の更新 (令和元年10月)
- ②「国保市町村事務処理標準システム」の導入に向けた問題点の整理・研究(令和2年3月) 全会員市への導入意向調査や業者への照会等により、標準システムの不足機能を整理 →実装を見据えて更なる研究を行うため、令和2年度も継続実施となった

3 令和2年度調查・研究事項

(1) 会員市のシステム現況調査一覧(中核市システム実施状況確認ツール)の更新

【進捗状況】

② <u>システム現況調査一覧(中核市システム実施状況確認ツール)の更新(新規会員市の追加及び前回照会時との変更点のアップデート)を行うため、会員市にシス</u>テムの現況について調査を実施した

【実績・成果】

☑ 調査結果に基づき、システム現況調査一覧(中核市システム実施状況確認ツール) の更新を行い、会員市へ提供済み(10月13日)

(2) 「国保市町村事務処理標準システム」の導入に向けた問題点の整理と研究

【進捗状況】

☑ 昨年度と同じ書式で「国保システム照会(次期システム導入予定)」を会員市に実施し、回答結果をとりまとめ、9月16日に会員市へ提供済み

〔主な調査結果〕

・国保次期システムサーバー設置予定場所

設問	回答	昨年度
自庁舎内	8市	9市
自庁舎外(クラウド未利用)	2市	1市
自庁舎外(クラウド利用)	22市	19 市
現時点では未定・その他	28市	29 市

・標準システムの導入検討状況

設問	回答	昨年度
導入済・導入中	7市	5市
導入を前提に検討中	<u>17 市</u>	<u>14 市</u>
検討の上、未導入	13 市	10 市
現時点では未検討	23 市	29 市

- ・「導入を前提に検討中」の市が、14市(24.1%)から17市(28.3%)となった また、「現時点では未検討」の市が、29市(50.0%)から23市(38.3%)となった
- ・このように、前年度の回答から検討状況が変化した市が、40市(66.7%)あった

【今後の予定】

- ・国保市町村事務処理標準システム調達に係る「仮想調達仕様書」作成に向けての協議 を実施中
- ・RFI (事業者への情報提供依頼) 実施に向けての協議(11月) (具体的には、情報提供依頼を求める事項(費用面・導入手法)の整理など)
- ・RFI (事業者への情報提供依頼) の実施 (12月)
- ・国保市町村事務処理標準システムの不足機能実装に向けた協議(11月~1月), 及び、機能についての概要設計(1月~2月)

[お知らせ] せとうち3市(倉敷市・高松市・松山市) 自治体クラウドの推進 に係る協定書の締結(令和2年10月29日)について

平成30年5月から開始した本研究会での検討を受け、倉敷市・高松市・松山市の3市で、令和元年8月に、システムの共同調達や共同クラウドの導入を検討する「研究会」を設立して協議を重ね、昨日、「せとうち3市(倉敷市・高松市・松山市)自治体クラウドの推進に係る協定書の締結式」を行いました。

当初導入予定業務として、住民記録・印鑑登録、国民年金、選挙人名簿の基幹系業務システムの共同調達・共同利用を検討しており、中核市における自治体クラウドの導入推進に向け、 今後も、調達仕様書や業務要件書などについて、会員市への情報提供を行っていきたいと考えています。

令和2年10月21日

中核市市長 各位

中核市市長会会長 豊田市長 太田 稔彦 (職印省略)

「令和3年度中核市市長会役員(会長)への就任意志照会」について(依頼)

平素から、本会の運営に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年5月17日開催予定の中核市市長会総会をもって、任期満了となる役員(会長)の後任役員を選任するため、下記のとおり「令和3年年度中核市市長会会長への就任意志」について、照会させていただきますので御回答くださいますようお願い申し上げます。なお、就任を希望されない場合も御回答願います。

記

- 1 令和3年度中核市市長会会長への就任意志照会について
 - (1) 令和3年5月17日開催予定の中核市市長会総会をもって、任期満了となる役員・会 長 豊田市長
 - (2) 対象 全会員市長様
 - (3) 任期 令和5年5月総会まで
 - (4) 回答先 · 回答期限

令和2年11月5日(木)17時までに別添の「報告書」により中核市市長会 東京事務所へメールで回答願います。

- (5) 参考
 - ①中核市市長会任期一覧
 - ②中核市市長会規約
 - ③中核市市長会役員候補者の選出に関する申し合わせ
- ※ なお、会長以外の令和3年5月任期満了役員の後任役員の意志確認については、 会長候補者確定後、就任意志照会を実施します。

【中核市市長会東京事務所】担 当:平 山

TEL: 03 (6268) 9317 FAX: 03 (3234) 5945

E-mail: shityoukai@chuukakushi.gr.jp

中核市市長会役員任期一覧(令和2年10月20日現在)

地域ブロック	役職	令和2年度	任期
	△⋿	典四古星	令和3年
	— 会長 豊田市長 		5 月まで
開告	司令目	拉士目	令和3年
関東	副会長	柏市長	5 月まで
小海岸, 青小	司令目	盛岡市長	令和3年
│北海道·東北│ │	副会長	金叫印文	5 月まで
北信越•東海	레스 E	四岭古月	令和 2 年
礼语越 宋	副会長	岡崎市長	10月 20日まで
近畿	副会長	高槻市長	令和4年
光	町女文		5 月まで
九州	副会長	大分市長	令和 4 年
76911	町女文		5 月まで
山田•四国	中国•四国 監事 高知市長		令和 4 年
一个图-四图			5 月まで
会長推薦	監事	枚方市長	令和 4 年
本文 推為	エヌ作馬		5 月まで

	令和3年度
:	会長候補確定後、 就任意思照会予定
	高槻市長
	大分市長
	高知市長
	枚方市長

令和3年度 東京事務所職員体制

■ 令和3年度東京事務所職員派遣市

(令和3年4月1日より)

	派遣資格等	令和3年度
所長	会長市職員 原則課長級相当	次期会長市
副所長	中核市職員 原則係長級相当	富山市
即仍及		<u>秋田市</u>
所員	中核市職員	中核市市長会採用 職員

令和2年度
豊田市
宇都宮市
富山市
中核市市長会採用職員